

① 元教業小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会（平成30年3月）行財政局 資産活用推進室

附属機関	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者数2名）
<目的> 元教業小学校跡地活用に係る契約候補事業者を選定するに当たり、専門的な見地からの提案審議等を行う。	<理由> 法人等の事業活動に関する情報及び審議，検討，協議情報を取り扱うため <市民協働推進担当の意見> 会議は一部非公開とされているが，非公開部分では法人等の事業活動に関する情報及び審議，検討，協議情報を取り扱うため，「京都市情報公開条例」第7条第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については問題なし。	

② 伝統芸能文化創生プロジェクト推進会議（平成30年4月）文化市民局 文化芸術企画課

懇談会等	<会議> 非公開	<市民公募委員> 公募しない
<目的> 伝統芸能に関する学術研究や創造・普及，楽器・用具用品に関する相談・支援など，伝統芸能文化の創生に向けた取組を進めるための意見，助言を聴取する。	<理由> 任意提供情報，審議，検討，協議情報及び事務又は事業遂行情報を取り扱うため <市民協働推進担当の意見> 会議が非公開とされているが，任意提供情報，審議，検討，協議情報及び事務又は事業遂行情報を取り扱うため，「京都市情報公開条例」第7条第3号，第5号及び第6号に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが，要綱設置の懇談会等において，特定分野の企業・団体及び有識者から意見を聴くことを主な目的としているもので，特に専門性が高いものであるため，公募委員の選任が困難であると認める。	<理由> 本会議は，日本の伝統芸能・伝統文化を継承・創造するために策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」（素案）の，センターに必要と想定される機能の実現に向け，専門家から意見聴取することを目的として開催するものである。企画する事業，調査内容や今後の方針等へ大所高所からの意見をするためには，日本や京都の伝統芸能や民俗芸能を含む伝統的な文化芸術に関して，幅広く高度な専門的知識，見識が必要であり，市民公募委員を入れることは困難である。

③ 京都市指定難病審査会（平成30年4月）保健福祉局 障害保健福祉推進室

附属機関	<会議> 非公開	<市民公募委員> 公募しない
<目的> 難病患者が，難病医療費助成（特定医療費）を受けるために行った支給申請について，指定難病に関し学識経験を有する者がその内容審査（特に，不認定とするもの，判断が難しいものを対象）を行うもの。 支給申請の際に提出を受ける「診断書」について，①指定難病の診断基準に適合しているか，②その病状の程度が基準を超えているか（重症であるか）を審査する。	<理由> 個人のプライバシーに関する情報を取り扱うため。 <市民協働推進担当の意見> 会議は非公開であるが，プライバシー情報を取り扱うため，「京都市情報公開条例」第7条第1号に当てはまる。 委員公募については行わないとされているが，法律で委員の要件が明確に定められており，市民公募委員を選任する余地がないものであるため，公募委員の選任が困難であると認める。	<理由> 本審査会では，①指定難病の診断基準に適合しているか，②その病状の程度が基準を超えているか（重症であるか），といった医学的な観点からのみ審査を行うものであり，高度な専門性を必要とするため。

④ 京都市はぐくみ推進審議会（平成30年4月）子ども若者はぐくみ局 育成推進課		
附属機関	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数6名／応募者数11名）
<目的> ①妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を推進 ②平成32年度を始期とする「子ども、若者に係る総合的な計画」の策定 ③「京都市未来ことはぐくみプラン」，「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」の進ちよく管理	<理由> 個人のプライバシーに関する情報を取り扱うため <市民協働推進担当の意見> 会議が一部非公開であるが，個人のプライバシーに関する情報を取り扱う際には，「京都市情報公開条例第7条第1号」に該当し，一部非公開である 委員公募については問題なし。	
⑤ 京都市国際交流会館指定管理者選定委員会（平成30年5月）総合企画局 国際化推進室		
附属機関	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者数7名）
<目的> 京都市国際交流会館の第4期指定管理者の募集要項・選定基準に係る事項及び事業者の選定に係る事項を審議する。	法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため <市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	
⑥ 京都市大学のまち交流センター指定管理者選定委員会（平成30年6月）総合企画局 大学政策担当		
附属機関	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者数2名）
<目的> 京都市大学のまち交流センターの指定管理者の選定を行うに当たり，必要な事項を審議する。	<理由> 法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため <市民協働推進担当の意見> 会議が非公開とされているが，法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため，「京都市情報公開条例」第7条第2号に当てはまる。 委員公募については問題なし。	